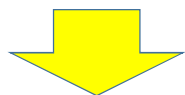


# 参考資料

地域福祉センターは地域交流センターに変わります！

小学校区に1つ以上設置している地域福祉センター



令和8年度より、名称を地域交流センターに改め、誰もが使いやすい地域の交流拠点としてリニューアル

## 主な変更内容

### これまで

- ① 9時～17時の開館時間
- ② 日曜日は閉館日
- ③ 運営協力金
- ④ 営利利用は禁止
- ⑤ 減免、優先予約の統一ルールなし

### 令和8年度から

- ① 9時～21時まで利用可能に  
(16時～21時は事前予約必要)
- ② 閉館日は平日に  
(閉館日を設けないセンターも)
- ③ 利用料金制度を導入  
(条例に上限額を設けます)
- ④ 1人あたり5,000円/月を超えなければOK
- ⑤ 市で減免、優先予約の基準を統一します

誰もが利用しやすい地域交流センターに向けて  
少しずつ、以下のような取組を進めていきます

- 施設情報の充実に取り組みます（市ホームページなど）
- 予約管理システムの導入やスマートロックの設置を促進します
- 様々な地域活動や社会貢献活動に取り組む企業、個人、団体等が地域交流センターを活動の場として利用できるように支援します

今回は、下記内容についてご意見をお願いします

令和8年度より施行予定

- ・神戸市立地域交流センター条例の第21条に基づき制定する  
神戸市立地域交流センター条例施行規則について
- ・閲覧資料には参考に神戸市立地域交流センター条例も掲載しています。

ご不明な点がございましたら、  
区地域協働課までお声がけください

(参考) 地域福祉センターの例

